

## 機構サービスのご案内

### 支援サービス

---

- ◆ 70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーのご案内
- ◆ 65歳超雇用推進助成金のご案内

### 開催イベント

---

- ◆ 生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム
- ◆ 高年齢者活躍企業コンテスト（厚生労働省共催）



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

# 70歳雇用推進プランナー<sup>※</sup> 高年齢者雇用アドバイザーのご案内

70歳までの就業機会の確保(※令和3年4月より努力義務化)などに向けた高年齢者の戦力化のための条件整備について、ご相談ください!

## なぜ高年齢者の戦力化が必要なの?



- 急速な高齢化による生産年齢人口の減少  
人口統計によれば、今後、生産年齢人口(15~64歳)は減少の一途をたどり、企業の人材確保はますます困難になっていきます。
- 高年齢者の高い就業意欲  
60歳以上への意識調査では過半数の人が「65歳を超えても働きたい」と回答しています。



## 70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとは

高年齢者の雇用に関する専門知識や経験等を持っている専門家です。

社会保険労務士 中小企業診断士 経営コンサルタント 人事労務管理担当経験者 など



### 相談・助言

無料

高年齢者の活用に必要な環境の整備に関する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- ▶ 人事管理制度の整備に関すること
- ▶ 賃金、退職金制度の整備に関すること
- ▶ 職場改善、職域開発に関すること
- ▶ 能力開発に関すること
- ▶ 健康管理に関すること
- ▶ その他高年齢者等の雇用問題に関すること

### 提案

無料

70歳までの就業機会確保等に向けた高年齢者戦力化のための定年引上げや継続雇用延長等の制度改定に関する具体的な提案を行っています。

- ▶ 課題の洗い出し
- ▶ 具体的な課題解決策の提案
- ▶ 制度見直しのメリットを見える化
- ▶ 制度整備に必要な規則例等の提供

### その他のサービス

無料

#### ◆雇用力評価ツールによる課題などの見える化

簡単なチェック内容に回答いただくだけで、高年齢者を活用する上での課題を見だし、解決策についてアドバイスします。

#### ◆他社の取り組みにおける好事例の提供

同業他社の取り組みが気になりますか?  
他の会社がこういった取り組みを行っているのか、貴社の参考となる事例を提供します。

### 企画立案等サービス

有料

専門性を活かして人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決策を作成し、高年齢者の雇用・活用等を図るための条件整備をお手伝いします。

中高年齢従業員の就業意識の向上等を支援するために、貴社の要望に合った研修プランをご提案し、研修を行います。  
(経費の1/2を機構が負担します。)



## 提案の具体例

無料

### 事業主のお悩み

- 70歳までの継続雇用延長を制度化したいけど、高齢者の健康面、安全面が心配…

### 課題解決策を提案

- 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、適合する業務をマッチングさせましょう。  
また、健康・体力のチェックを定期的に行いましょう。
- 高齢者が安全に働き続けることができるよう、職場環境の改善を行いましょう。

### 利用者の声

- 健康管理などについて検討し、働きやすい職場づくりを行ってほしいと思います。詳しく話が聞けてよかったです。



## 企画立案の具体例

有料

### 事業主のお悩み

- 在職老齢年金が無くなり、定年後の継続雇用者の賃金設定はどうしよう？

### 企画立案の提案

- 新賃金は「市場価値+継続雇用後の仕事内容における企業への貢献度等」を元に決定するなど事業主との綿密な打ち合わせにより、企業の成長を目的とし、事業主の要望に沿ったご提案を行います。

### フォローアップ

- 企画立案の提案内容が適切だったか、新たな問題が生じていないか、フォローアップします。



## 高齢者戦力化のメリット

### 人材確保面で有利になる

高齢従業員の在籍期間が延びることにより、人手が確保できます。また、制度化することで、若手・中堅社員も安心して働けるようになります。

### 企業の持続的な発展

長年培った知識・スキル・専門性を発揮するとともに、若手や中堅社員に技能の伝承をしてもらうことで、安定した企業活動が維持されます。

**企業・従業員が共にメリットを受けることができます。**

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の  
都道府県支部高齢・障害者業務課までお問合せください。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

機構ホームページは  
こちら⇒



(事業主の方へ)

# 令和5年度65歳超雇用推進助成金のご案内

本助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースがあります。

## Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

**概要** A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定め廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、D. 他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

**支給額** 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

【A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定め廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定め 廃止
		<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 【D. 他社による継続雇用制度の導入※】

措置内容 60歳以上 被保険者数	66～69歳	70歳以上
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

※ 上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

(注) A～Dのいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢(Dの場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様)が70歳未満である場合に支給します。

### 主な支給要件

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
  - 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- 以上のほか、①措置実施の6か月前の日から支給申請日の前日までの間に高齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことや同法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていないこと、②支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること、③高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること等が必要です。

### 申請受付期間

- A～Dの措置の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から5開庁日(行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日)は除く)までに、「65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)支給申請書」に必要な書類を添えて、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部 高齢・障害者業務課(東京および大阪は高齢・障害者窓口サービス課。以下「機構」という。)に支給申請してください。
- なお、各月ごとの予算額上限もしくは四半期ごとの予算額上限の超過が予想される場合、または、各月の申請受付件数の動向から、各月の予算額上限を超える恐れが高いと認める場合、支給申請の受付を停止する場合があります。

## Ⅱ 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

### 概要

高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。対象となる措置は以下の通りです。（実施期間：1年以内）

- ① 高齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
- ② 高齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入または改善
- ③ 高齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④ 高齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- ⑤ 専門職制度など、高齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- ⑥ 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入 等

※ 支給対象経費は、①雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費のほか、②上記のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。

### 支給額

上記の支給対象経費の額に下表の助成率を乗じた額を支給します。

中小企業事業主	中小企業事業主以外
60%	45%

※ 支給対象経費は、初回に限り50万円とみなします。2回目以降の申請は、①と②を合わせて50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とします

### 主な支給要件

- (1) 「雇用管理整備計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けていること。
  - (2) 上記計画に基づき、高齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況および雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
  - (3) 雇用管理整備の措置の実施に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。
- 以上のほか、①雇用管理整備計画書提出日から起算して6か月前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことや同法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていないこと、②支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって講じられた高齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されてる者が1人以上いる事業主であること等が必要です。

### 受給手続の流れ

- (1) 計画の申請 「雇用管理整備計画書」を計画開始の3か月前の日までに（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に申請し、計画内容の認定を受けてください。
- (2) 支給の申請 計画期間終了日の翌日から6か月後の日の翌日～その2か月以内に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に支給申請してください。

## Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

**概要** 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

**支給額** 対象労働者一人につき、下表の金額を支給します。

中小企業	中小企業以外
48万円	38万円

※1 支給申請年度1適用事業所あたり10人までとします。

### 主な支給要件

- (1) 「無期雇用転換計画書」を(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出し、計画の認定を受けていること。
  - (2) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度※2を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。  
※2 実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限りません。
  - (3) 上記(2)の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者※3を無期雇用労働者に転換すること。  
※3 無期雇用転換日において64歳以上の者はこの助成金の対象労働者になりません。
  - (4) 上記(2)により転換された労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金※4を支給すること。  
※4 勤務をした日数が11日未満の月は除きます。
- ・ 以上のほか、①無期雇用転換計画書提出日から起算して6か月前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことや同法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていない事業主であること等が必要です。

### 受給手続の流れ

- (1) 計画の申請 「無期雇用転換計画書」を計画開始の3か月前の日までに(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に申請し、計画内容の認定を受けてください。
- (2) 支給の申請 対象者に対して転換後賃金を6か月分支給した日の翌日から起算して2か月以内に(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に支給申請してください。



### 注意事項 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース共通)

- 助成金の支給要件や手続き等の詳細については、機構(窓口一覧は裏面参照)にご確認いただくか、機構ホームページをご参照ください。  
(機構ホームページ) <https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>
- 助成金の審査には支給申請書の受理から3か月程度時間を要します。
- 助成金の申請に関して、機構が調査をしたり、報告を求めたりする場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。
- 不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名等を機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- 機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければなりません。



令和5年度

# 生涯現役社会の 実現に向けた シンポジウム

令和3年4月に改正高齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されて約2年が経過し、高齢者の戦力化について各企業の人事担当者の関心がさらに高まっています。本年度は、特に関心の高い「職場コミュニケーション」「ウェルビーイング」「キャリア・リスキリング」「評価・賃金制度」をテーマとして4回にわたり開催いたします。講演や事例発表、パネルディスカッション等を実施しますので、みなさまのご参加をお待ちしています。

企業の経営者・  
人事担当者必見

**参加無料**  
**ライブ配信**  
(事前申込制・  
先着500名)

**10月12日(木) 14:00~16:35**

## 人的資本経営における職場コミュニケーション ~Z世代からポスト団塊世代まで

- 亀田 高志氏 (株式会社健康企業 代表、医師、労働衛生コンサルタント)  
西川 あゆみ氏 (WorkWay株式会社取締役会長、CEAP, MRI  
一般社団法人国際EAP協会 日本支部 理事  
NPO法人 メンタルレスキュー協会 理事)  
西川 幸孝氏 (株式会社ビジネスリンク代表取締役  
株式会社物語コーポレーション社外取締役)  
前川 孝雄氏 (株式会社FeelWorks 代表取締役、青山学院大学兼任講師)

**10月19日(木) 14:00~16:35**

## 女性社員のウェルビーイング向上 ~エイジレスなキャリアと健康支援

- 芥川 奈津子氏 (さんぎょうい株式会社 代表取締役社長)  
小島 玲子氏 (株式会社丸井グループ取締役CWO (Chief Well-being Officer)  
専属産業医)  
東川 麻子氏 (株式会社OHコンシェルジュ 代表取締役)  
亀田 高志氏 (株式会社健康企業 代表、医師、労働衛生コンサルタント)

**10月27日(金) 14:00~16:45**

## 50歳からのキャリア開発・支援、リスキリング ~シニアの活躍に向けて

- 前川 孝雄氏 (株式会社FeelWorks 代表取締役、青山学院大学 兼任講師)  
大木 栄一氏 (玉川大学 経営学部 国際経営学科 教授)  
浅井 公一氏 (NTTコミュニケーションズ株式会社 ヒューマンリソース部  
キャリアコンサルティング・ディレクター)  
岡本 真治氏 (旭化成株式会社 人事部 キャリア開発室長)

**11月1日(水) 14:00~16:40**

## エイジレスな人材活用のための 評価・賃金制度

- 今野 浩一郎氏 (学習院大学 名誉教授)  
小林 崇氏 (株式会社NJS 管理本部 人事総務部長)  
杉浦 由佳氏 (日本ガイシ株式会社 人材統括部 人事部長)  
森田 喜子氏 (TIS株式会社 人事本部人事部 人材戦略部 セクションチーフ)

※詳細は次頁の「プログラム」をご覧ください。

主催 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

後援 厚生労働省、中央労働災害防止協会、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会、一般財団法人ACCN

**10月12日(木)**  
14:00~16:35

職場におけるコミュニケーションは、職場の活性化を通じた企業の生産性向上や人材確保、離職防止の観点からもその重要性が指摘されています。高齢社員が高いモチベーションを持って仕事ができるための職場コミュニケーションのあり方について、実例を交えながら考えます。

## 人的資本経営における職場コミュニケーション～Z世代からポスト団塊世代まで

- 14:00~14:05 開会挨拶
- 14:05~14:20 総論  
亀田 高志 氏
- 14:20~15:05 事例発表  
西川 あゆみ 氏  
西川 幸孝 氏  
前川 孝雄 氏 (50音順)
- 15:05~15:10 パネルディスカッションへの問題提起  
亀田 高志 氏
- 15:10~15:20 休憩
- 15:20~16:20 パネルディスカッション  
コーディネーター 亀田 高志 氏  
パネリスト 西川 あゆみ 氏、西川 幸孝 氏、前川 孝雄 氏
- 16:20~16:30 視聴者からの質問回答
- 16:30~16:35 総括  
亀田 高志 氏



株式会社健康企業 代表、医師  
労働衛生コンサルタント

亀田 高志氏



WorkWay株式会社取締役会長、CEAP、MRI  
一般社団法人国際EAP協会 日本支部 理事  
NPO法人 メンタルレスキュー協会 理事

西川 あゆみ氏



株式会社ビジネスリンク代表取締役  
株式会社物語コーポレーション社外取締役

西川 幸孝氏



株式会社FeelWorks 代表取締役、  
青山学院大学兼任講師

前川 孝雄氏

**10月19日(木)**  
14:00~16:35

1986年の男女雇用機会均等法施行の頃に就職した「均等法世代」が60歳目前となっています。シニアを含む働く女性の健康課題や健康管理、ライフイベント等に応じたキャリア支援などについて、企業の先進的な取組とともに考えます。

## 女性社員のウェルビーイング向上～エイジレスなキャリアと健康支援

- 14:00~14:05 開会挨拶
- 14:05~14:15 総論  
芥川 奈津子 氏
- 14:15~14:55 事例発表  
小島 玲子 氏  
東川 麻子 氏 (50音順)
- 14:55~15:05 組織における課題  
亀田 高志 氏
- 15:05~15:15 休憩
- 15:15~16:15 パネルディスカッション「働く女性の健康問題」  
コーディネーター 芥川 奈津子 氏  
パネリスト 小島 玲子 氏、東川 麻子 氏
- 16:15~16:25 視聴者からの質問回答
- 16:25~16:30 コメント  
亀田 高志 氏
- 16:30~16:35 総括  
芥川 奈津子 氏



さんぎょうい株式会社 代表取締役社長

芥川 奈津子氏



株式会社丸井グループ取締役CWO  
(Chief Well-being Officer)  
専属産業医

小島 玲子氏



株式会社OHコンシェルジュ 代表取締役

東川 麻子氏



株式会社健康企業 代表、医師  
労働衛生コンサルタント

亀田 高志氏

10月27日(金)  
14:00~16:45

社員がシニアとなってもいきいきと働き続けるためには、40~50代から第二の人生やセカンドキャリアを意識し、そのキャリアを自らどう築いていくかということも重要なテーマです。企業のキャリア支援やリスクリング、社員のキャリア自律の先進事例を紹介しながら考えます。

## 50歳からのキャリア開発・支援、リスクリング~シニアの活躍に向けて

- 14:00~14:05 開会挨拶
- 14:05~14:45 基調講演「50歳からの幸せなキャリア戦略」  
前川 孝雄氏
- 14:45~15:25 事例発表  
NTTコミュニケーションズ株式会社 浅井 公一氏  
旭化成株式会社 岡本 真治氏
- 15:25~15:35 休憩
- 15:35~16:35 パネルディスカッション  
コーディネーター 大木 栄一氏  
パネリスト 事例発表企業2社
- 16:35~16:40 視聴者からの質問回答
- 16:40~16:45 総括  
大木 栄一氏



株式会社FeelWorks 代表取締役、  
青山学院大学 兼任講師  
前川 孝雄氏



玉川大学 経営学部 国際経営学科 教授  
大木 栄一氏



NTTコミュニケーションズ株式会社  
ヒューマンリソース部  
キャリアコンサルティング・ディレクター  
浅井 公一氏



旭化成株式会社 人事部 キャリア開発室長  
岡本 真治氏

11月1日(水)  
14:00~16:40

令和3年4月から、70歳までの就業確保措置が努力義務化されて約2年が経過しました。高齢社員の人事管理の現状を概観し、企業が、人事評価や賃金の仕組みについてどのように設計していくべきか考えます。

## エイジレスな人材活用のための評価・賃金制度

- 14:00~14:05 開会挨拶
- 14:05~14:35 基調講演  
「エイジレスな人材活用のための評価・賃金制度」  
今野 浩一郎氏
- 14:35~15:20 事例発表  
株式会社NJS 小林 崇氏  
日本ガイシ株式会社 杉浦 由佳氏  
TIS株式会社 森田 喜子氏
- 15:20~15:30 休憩
- 15:30~16:30 パネルディスカッション  
コーディネーター 今野 浩一郎氏  
パネリスト 事例発表企業3社
- 16:30~16:35 視聴者からの質問回答
- 16:35~16:40 総括  
今野 浩一郎氏



学習院大学 名誉教授  
今野 浩一郎氏



株式会社NJS 管理本部 人事総務部長  
小林 崇氏



日本ガイシ株式会社 人材統括部 人事部長  
杉浦 由佳氏



TIS株式会社  
人事本部 人事部 人材戦略部 セクションチーフ  
森田 喜子氏

# お申し込み方法

## 手順

- 1 お申し込み案内ページに進み、該当する日程を選択してください。
- 2 「メールを認証して申請に進む」を選択し、申請に利用するメールアドレスを入力してください。
- 3 必要事項を入力し、申請してください。
- 4 申し込み完了メールに記載されているURLから、当日視聴してください。

## 申し込み期限

各開催日当日15時まで

※申し込みの際に取得した個人情報は適切に管理され、当機構が主催・共催・後援するシンポジウム・セミナー、刊行物の案内等にものみ利用します。利用目的の範囲内で適切に取り扱うものとし、法令で定められた場合を除き、第三者に提供しません。

## 申し込みURL

<https://www.elder.jeed.go.jp/moushikomi.html>



## 昨年度の開催内容

### YouTubeチャンネル「JEED チャンネル」にてアーカイブ配信実施中

#### 働く高齢者の健康と 安全確保のためのエイジマネジメント

基調講演 神代 雅晴氏 (産業医科大学名誉教授)  
講演 赤津 順一氏 (一般財団法人日本予防医学協会理事)  
樋口 善之氏 (福岡教育大学准教授)  
亀田 高志氏 (株式会社健康企業 代表、  
医師、労働衛生コンサルタント)  
杉山 敦氏 (トヨタ自動車九州株式会社  
取締役コーポレート本部長)



#### 生涯現役社会の実現に向けた 自律的キャリア形成

基調講演 高橋 俊介氏 (慶應義塾大学SFC研究所上席所員)  
事例発表 キヤノン株式会社  
損害保険ジャパン株式会社  
ソニーピープルソリューションズ株式会社  
コーディネーター  
今野 浩一郎氏 (学習院大学名誉教授)



#### 70歳就業時代における シニア活用戦略

コーディネーター  
内田 賢氏 (東京学芸大学教育学部教授)  
事例発表 三谷産業株式会社  
株式会社USEN-NEXT HOLDINGS  
倉重 公太郎氏  
(特定非営利活動法人  
日本人材マネジメント協会理事・弁護士)



#### 70歳までの就業機会の確保に向けた “生涯キャリア形成”

基調講演 内田 賢氏 (東京学芸大学教育学部教授)  
事例発表 ポラスグループ  
日鋼設計株式会社  
中央労働災害防止協会



お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
高齢者雇用推進・研究部 普及啓発課

TEL **043-297-9527**

 **JEED**  
らしく、はたらく、ともに

# 令和6年度 高年齢者活躍企業コンテスト

高年齢者活躍企業コンテストでは、高年齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場等で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、**優秀事例について表彰を行っています。**

優秀企業等の改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。

高年齢者がいきいきと働くことができる創意工夫の事例について多数のご応募お待ちしております。

## I 応募内容

募集する創意工夫の事例の具体的な例示として、以下の取組内容を参考にしてください。

取組内容	内 容 (例示)
高年齢者の活躍のための 制度面の改善	①定年制の廃止、定年年齢の延長、65歳を超える継続雇用制度（特殊関係事業主に加え、他の事業主によるものを含む）の導入 ②創業支援等措置（70歳以上までの業務委託・社会貢献）の導入 <sup>※1</sup> ③賃金制度の見直し ④人事評価制度の導入や見直し ⑤多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 等
高年齢者の 意欲・能力の維持向上 のための取組	①高年齢者のモチベーション向上に向けた取組や高年齢者の役割等の明確化（役割・仕事・責任の明確化） ②高年齢者が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進 ③高年齢者による技術・技能継承の仕組み（技術指導者の選任、マイスター制度、技術・技能のマニュアル化、若手社員や外国人技能実習生、障害者等とのペア就労や高年齢者によるメンター制度等、高年齢者の効果的な活用等） ④中高年齢者を対象とした教育訓練、キャリア形成支援（高年齢者の前段階からのキャリア形成支援を含む）の実施（キャリアアップセミナーの開催） ⑤高年齢者が働きやすい支援の仕組み（職場のIT化へのフォロー、力仕事・危険業務からの業務転換） ⑥新職場の創設・職務の開発 等
高年齢者が働きつけられるための 作業環境の改善、健康管理、安全衛生、 福利厚生取組	①作業環境の改善（高年齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、配置・配属の配慮、創業支援等措置対象者への作業機器の貸出） ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化（健康管理体制の整備、健康管理上の工夫・配慮） ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組（体力づくり、安全衛生教育、事故防止対策） ④福利厚生の充実（休憩室の設置、レクリエーション活動、生涯生活設計の相談体制） 等

※1「創業支援等措置」とは、以下の①・②を指します。

①70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

②70歳まで継続的に、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業」又は「b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業」に従事できる制度の導入

## II 応募方法

### 1. 応募書類等

イ. 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。また、定年制度、継続雇用制度及び創業支援等措置並びに退職事由及び解雇事由について定めている就業規則等の該当箇所の写しを添付してください（該当箇所に、引用されている他の条文がある場合は、その条文の写しも併せて添付してください）。なお、必要に応じて当機構から追加書類の提出依頼を行うことがあります。

ロ. 応募様式は、当機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課<sup>※2</sup>にて、紙媒体または電子媒体により配付します。また、当機構のホームページ<sup>※3</sup>からも入手できます。

ハ. 応募書類等は返却いたしません。

二. 提出された応募書類の内容に係る著作権及び使用権は、厚生労働省及び当機構に帰属することとします。

### 2. 応募締切日 令和6年2月29日（木）

### 3. 応募先

各都道府県支部高齢・障害者業務課<sup>※2</sup>へ郵送（当日消印有効）または連絡のうえ電子データにて提出してください。

※2 応募先は最終ページをご参照ください

※3 URL: <https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>



## 主催 厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

当機構では厚生労働省と連携の上、企業における「年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことのできる」雇用事例を普及啓発し、高年齢者雇用を支援することで、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進していきます。

## Ⅲ 応募資格

### 1. 原則として、企業からの応募とします。

グループ企業単位での応募は不可とします。

### 2. 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。

- (1) 令和3年4月1日～令和5年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
- (2) 「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」（平成29年1月20日付け基発0120第1号）及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」（平成31年1月25日付け基発0125第1号）に基づき公表されていないこと。
- (3) 令和5年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
- (4) 令和5年度の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
- (5) 令和5年4月以降、労働保険料の未納がないこと。

### 3. 高年齢者が65歳以上になっても働ける制度等を導入<sup>(※4)</sup>し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる環境となる創意工夫がなされていることとします。

※4 平成24年改正の高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とさせていただきます。

### 4. 応募時点前の各応募企業等における事業年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこととします。

## Ⅳ 審査

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

なお、応募を行った企業等または取組等の内容について、労働関係法令上または社会通念上、事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される問題（厚生労働大臣が定める「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」等に照らして事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される内容等）が確認された場合は、この点を考慮した審査を行うものとします。

## Ⅴ 賞<sup>(※5)</sup>

### 【厚生労働大臣表彰】

- ★ 最優秀賞 1編
- ★ 優秀賞 2編
- ★ 特別賞 3編

### 【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰】

- ★ 優秀賞 若干編
- ★ 特別賞 若干編
- ★ クリエイティブ賞 若干編

※5 上記は予定であり、各審査を経て入賞の有無・入賞編数等が決定されます。

## Ⅵ 審査結果発表等

令和6年9月中旬を目処に厚生労働省及び当機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ、厚生労働省または当機構より直接通知します。

また、入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、新聞（全国紙）の全面広告、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載します。

## 令和5年度高齢者活躍企業コンテスト 入賞企業

＜厚生労働大臣表彰＞	最優秀賞	有限会社小川商店（島根県大田市 石油・食品小売、運輸、自動車整備）
	優秀賞	社会福祉法人フェニックス（岐阜県各務原市 社会福祉・介護）
	優秀賞	井上機工株式会社（静岡県富士宮市 空調用配管部品の製造）
	特別賞	弥生交通株式会社（東京都中野区 一般乗用旅客運送事業（タクシー））
	特別賞	株式会社尾賀亀（滋賀県近江八幡市 石油製品・砂糖卸売業）

### ＜独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構＞

優秀賞	株式会社マエカワケアサービス（神奈川県横須賀市 介護事業）
優秀賞	社会福祉法人白女林（福井県坂井市 老人介護福祉業）
優秀賞	社会福祉法人みまき福祉会（長野県東御市 社会福祉・介護事業）
優秀賞	株式会社YKA（岐阜県岐阜市 介護事業）
優秀賞	株式会社石吉組（三重県志摩市 土木・建築一式工事）
優秀賞	社会福祉法人天神会（岡山県笠岡市 第1種・第2種社会福祉事業）

（ほか特別賞として 15社）

### ◆ 過去の入賞事例について掲載しています

#### → 「高齢者活躍企業事例サイト」

当機構が収集した高齢者の雇用事例をインターネット上で簡単に検索できるWebサイトです。「高齢者活躍企業コンテスト表彰事例（エルダー掲載記事）」、「雇用事例集」等で紹介された228事例を検索できます。

今後も、当機構が提供する最新の企業事例情報を随時公開します。



高齢者活躍企業事例サイト

検索

URL:<https://www.elder.jeed.go.jp>



## information ~参考情報~

高齢者がいきいきと働くことができる社会の実現に役立てるため、当機構では企業向けに様々な資料を作成しています。

#### → 「70歳雇用推進マニュアル」および高齢者雇用の「雇用推進事例集」シリーズ

マニュアルは、検索ガイドにより疑問・悩みごとに対応ページを検索でき、改正高齢者雇用安定法や70歳雇用の取組への考え方を事例や図表を用いて解説しています。

事例集シリーズは、高齢者の雇用推進に実際に取り組んでいる企業の事例を掲載しています。



70歳雇用推進マニュアル

検索

URL:<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/manual.html>



# 応募先

令和5年10月1日現在

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	020-0024	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	985-8550	多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	010-0101	潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	990-2161	山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	310-0803	水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	320-0072	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	379-2154	前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	263-0004	千葉市稲毛区六方町274 千葉職業能力開発促進センター内	043-304-7730
東京	130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2794
神奈川	241-0824	横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 N E X T 21ビル12階	025-226-6011
富山	933-0982	高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	920-0352	金沢市観音堂町へ-1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	915-0853	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	400-0854	甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	381-0043	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	500-8842	岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡	422-8033	静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 M I テラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重	514-0002	津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	520-0856	大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	617-0843	長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	566-0022	摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0782
兵庫	661-0045	尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	634-0033	橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	640-8483	和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	690-0001	松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	700-0951	岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	730-0825	広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	753-0861	山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	770-0823	徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	791-8044	松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	781-8010	高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	810-0042	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	849-0911	佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	854-0062	諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	861-1102	合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	870-0131	大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	880-0916	宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	890-0068	鹿児島市東都元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301